

目黒区立住区会議室指定管理者選定評価委員会設置要綱

平成25年6月3日付け目区地第490号決定

(設置)

第1条 区民生活部が所管する目黒区立住区会議室を管理する指定管理者の候補者の公平・公正な選定及び評価を行うため、目黒区立住区会議室指定管理者選定評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 評価基準に関すること。
- (2) 指定管理者の選定及び評価に関すること。
- (3) その他指定管理者制度に関し、委員長が必要と認めること。

(構成等)

第3条 評価委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 評価委員会には、評価・選定の適正・公平を確保するため、外部有識者による委員を置く。

(任期)

第4条 委員の任期は、評価委員会の設置の日から指定管理者の候補者の選定が終わった日までとする。

(委員長等)

第5条 評価委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長には区民生活部長を、副委員長には産業経済部長をもって充てる。

2 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 評価委員会は、委員長が招集する。

(定足数)

第7条 評価委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

(会議の非公開)

第8条 会議は非公開とする。ただし、評価委員会が認めたときは、会議の一部又は全部を公開することができる。

(関係者の出席)

第9条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 評価委員会の委員は、評価委員会において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を解かれ、又は任期が終了した後も同様とする。

(事務局)

第 1 1 条 評価委員会の事務局は、区民生活部地域振興課、地区サービス事務所で行う。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成 2 5 年 6 月 3 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

目黒区立住区会議室指定管理者選定評価委員会委員構成表

委員職名	備考
区 民 生 活 部 長	委員長
産 業 経 済 部 長	副委員長
外 部 有 識 者	学識経験者 1 名
外 部 有 識 者	区民（コミュニティ活動に実績のある者） 2 名